

○鶴岡市総合計画審議会条例施行規則

平成19年5月9日

規則第46号

改正 平成26年3月31日規則第12号

平成30年1月31日規則第2号

(趣旨)

第1条 この規則は、鶴岡市総合計画審議会条例（平成17年鶴岡市条例第262号）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(部会)

第2条 鶴岡市総合計画審議会（以下「審議会」という。）に総合調整部会（以下「部会」という。）を置く。

2 部会は、審議会から付託された事項について必要な調査及び審議を行う。

3 部会は、会長の指名する委員をもって組織する。

(部会長)

第3条 部会に部会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 部会長は、部会を代表し、部会の議事その他の事務を処理する。

3 部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、部会長があらかじめ指名した委員がその職務を代理する。

(部会の会議)

第4条 部会は、部会長が招集し、会議の議長となる。

2 部会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 部会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 部会は、必要に応じ、委員以外の者に出席を求め、意見を聴くことができる。

(報告)

第5条 部会長は、付託された事項について調査及び審議した結果を審議会に報告するものとする。

(専門委員会)

第6条 審議会に次の専門委員会を置く。

(1) 企画専門委員会

(2) 市民教育専門委員会

(3) 厚生専門委員会

(4) 産業専門委員会

(5) 社会基盤専門委員会

2 専門委員会は、審議会から付託された事項について必要な調査及び審議を行う。

3 第3条から前条までの規定は、専門委員会について準用する。この場合において、「部会長」とあるのは「委員長」と読み替えるものとする。

(一部改正〔平成30年規則2号〕)

(庶務)

第7条 審議会並びに部会及び専門委員会の庶務は、企画部政策企画課において処理する。

(一部改正〔平成26年規則12号〕)

(その他)

第8条 この規則に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成26年3月31日規則第12号) 抄

(施行期日)

1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。(後略)

附 則 (平成30年1月31日規則第2号)

この規則は、平成30年2月1日から施行する。